

令和5年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について(概要)

令和4年11月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和4年11月 仮係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.62%	35,004円	35,308円	65万円
後期分	3.07%	10,843円	10,937円	20万円
介護分	2.63%	19,309円	0円	17万円

(参考：令和4年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円
後期分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円
介護分	2.48%	18,306円	0円	17万円

【算定の前提】

- 国から示された仮係数に基づき、算出した令和5年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
 - 医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
 - 介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約172.1万人
 - ※ 令和5年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
(増要因)
保険給付費の増（約15,200円）、後期高齢者支援金の増（約8,700円）
普通調整交付金の減（約3,800円）
(減要因)
前期高齢者交付金の増（約6,400円）、後期高齢者支援金国庫負担金の増（約2,800円）
療養給付費等負担金の増（約2,600円）

【仮算定における保険料抑制のための工夫】

- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約23億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.2億円）
- 都道府県繰入金（経過措置振替分）の活用（10億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
9.70%	58,341円	3.10%	18,071円	2.64%	19,309円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。